浪江町告示第186号

浪江町福祉センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年9月9日

浪江町長　吉田　栄光

福島県双葉郡浪江町長之印

浪江町福祉センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱

（目的）

第1条　この要綱は、浪江町福祉センターの指定管理者候補者選定を厳正かつ公平に行い、当該事業に対し提案を行う事業者（以下「事業者」という。）の提案を適正に審査するため、浪江町福祉センター指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条　委員会は、次の事務を所掌する。

(1)　非公募の妥当性の評価に関すること

(2)　募集要項（評価項目、評価基準及び配点を含む。）の作成に関すること

(3)　書類審査（以下「一次審査」という。）及びプレゼンテーション候補者の選定に関すること

(4)　プレゼンテーション審査（以下「二次審査」という。）及び指定管理候補者の選定に関すること

(5)　その他審査の実施に関し必要な業務

（組織）

第3条　委員会の委員は、6名をもって組織する。

2　委員会の委員は、副町長、総務課長、企画財政課長、健康保険課長、教育総務課長及び生涯学習課長とする。

（委員会）

第4条　委員会は、委員長を置き、副町長をこれに充てる。

2　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3　委員長に事故等があるときには、予め委員長が指名した委員がその職務を代理する。

4　委員長は、必要があると認めるときは、随時に関係者を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

（会議）

第5条　委員会の設立及び募集要領の作成に関わる会議は事務局が招集する。

2　一次審査及び二次審査に関わる会議は、委員長が招集する。

3　委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
4　委員会の会議は、委員長がその議長となる。
（一次審査及び二次審査）
第 6 条　委員は、事務局から一次審査の依頼を受けた場合は、その内容を審査し、事務局へ結果を報告する。
2　委員が行った一次審査の評点結果を合計し、最低評価点以上のうち上位 3 者以内を二次審査の候補者とする。
3　一次審査及び二次審査の評点を合計した結果が最も高い得点となった事業者を特定し、指定管理者の候補者として選定する。
（委員の責務等）
第 7 条　委員は、評価基準に基づき、候補者の選定を公正かつ公平に行わなければならない。
2　委員は事業者に対して、直接間接を問わず、関与することができないものとし、委員の関与が明らかであると委員会が判断したときは、当該事業者を選考の対象外とする。
3　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（任期）
第 8 条　委員の任期は、委嘱の日から当該指定管理者の候補者の選定が終了するまでの期間とする。
（事務局）
第 9 条　委員会の事務局は、介護福祉課に置く。
（雑則）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和 8 年 9 月 9 日から施行する。